

入林手続きがメール☑にて申請可能となりました。

検索エンジンで『北海道森林管理局』と検索し、北海道森林管理局HPから『[国有林への入林（手続き（狩猟）・注意事項など](#)』☞をクリックする。



『[◆入林手続きが必要な場合・許可が必要な場合](#)』☞をクリックする。



入林の目的に沿った入林届を作成する。

- 『1. [鳥獣の捕獲等を行う場合](#)』
- 『2. [国有林野内で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる場合](#)』
- 『3. [国又は地方公共団体の職員等が国有林野に入林する場合](#)』
- 『4. [その他の目的等で入林する場合（イベント開催、取材、調査等）](#)』



各入林届の記入例を参考に入林届及び入林者名簿を作成する。



下記アドレス（空知森林管理署入林届提出専用）に様式を添付しメールを送信する。



☑ 『h_ny_sorachi@maff.go.jp』 ☑

※なお、提出書類の確認等があるため、入林予定の『**7営業日前**』までの書類提出をお願いします。

また、メール送信時の件名については、『**入林手続きについて**』と記載をお願いします。

☆10月以降に入林予定の方への参考☆

北海道内の森林において、10月1日から3月31日まで狩猟可能期間（地域により多少期間の違いがあります）となっており、下記の図面において、銃猟立入禁止区域図を確認することができます。



 『[銃猟立入禁止区域図](#)』 